非課税上場株式等管理、非課税累積投資 および特定非課税累積投資に関する約款 新旧対照表

高知県信用農業協同組合連合会

(改 正 後) (改 正 前)

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

第1条および第2条 (省略)

第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

お客様が当会に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当会において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当会において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。)。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド(以下、当約款において「特定銘柄」といいます。)の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。

第3条~第9条の2 (省略)

第9条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)

この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定 累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

- 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該 各号に定めるところにより取扱うものとします。
- ① お客様から当会に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった 場合 特定口座への移管

ただし、この場合でも特定累積投資勘定における特定銘柄に関しては、上記によらず、一般口座 への移管となります。

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条の4~第11条 (省略)

第12条(非課税口座での取引である旨の申し出)

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当会での募集の取扱いにより、第7条の2第1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当会に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

第1条および第2条 (同左)

第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

お客様が当会に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当会において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当会において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。)。ただし、この場合でもつみたて投資枠における「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。

第3条~第9条の2 (同左)

第9条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)

この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定 累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

- 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該 各号に定めるところにより取扱うものとします。
- ① お客様から当会に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった 場合 特定口座への移管

ただし、この場合でも特定累積投資勘定における<u>「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 お</u>おぶね」に関しては、上記によらず、一般口座への移管となります。

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条の4~第11条 (同左)

第12条(非課税口座での取引である旨の申し出)

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当会での募集の取扱いにより、第7条の2第1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当会に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資

契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額(分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。)が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合(特定銘柄を除く。)において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

- 3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託(特定非課税管理勘定に受け入れることのできるものに限ります。)の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができるものとします。
- 4 前項の規定については、当会が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または 一般口座に受け入れます。
- 5 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税 口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を 申し出てください。

また、お客様が非課税口座で保有されている<u>特定銘柄</u>を譲渡される場合には、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する<u>特定銘柄</u>の取引かを申し出てください。

なお、お客様が当会の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡します。

第13条~第17条 (省略)

2025年6月1日

契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額(分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。)が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合(「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」(以下本条において「当該ファンド」といいます。)を除く。)において、分配金再投資その他 (分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限り ます。)による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額 が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一 般口座に受け入れます。

- 3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託(特定非課税管理勘定に受け入れることのできるものに限ります。)の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができるものとします。
- 4 前項の規定については、当会が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座に受け入れます。
- 5 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税 口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を 申し出てください。

また、お客様が非課税口座で保有されている<u>当該ファンド</u>を譲渡される場合には、非課税管理勘定、 累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する<u>当該ファンド</u>の 取引かを申し出てください。

なお、お客様が当会の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡します。

第13条~第17条 (同左)

2025年1月1日

(改 正 前)	(改 正 後)